○早島町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(平成23年9月1日要綱第19号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日要綱第 17 号 平成 25 年 8 月 1 日要綱第 34 号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の<u>小児慢性特定疾患児</u>に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その<u>福祉の増進</u>に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「小児慢性特定疾患児」とは、平成17年2月21日雇 児発第0221001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定 疾患対策の確立について」に基づく事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事 業」という。)の対象となっている者をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、早島町とする。

(用具の種目及び対象者)

第4条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾患児であって児童福祉法 (昭和22年法律第164号)による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。) 及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第5条 用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて申請するものとする。

(給付等の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、小児慢性特定疾患児日 常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成し、用具の給付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、用具の給付を行うことを決定したときは、申請者に対し、小児慢性特 定疾患児日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び小児慢性特定疾患児日常 生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。
- 3 町長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾患児日常生活用具却下決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(用具の給付等)

第7条 用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に給付を委託して行うものとする。

(費用の負担)

- 第8条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- 2 前項により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

(費用の請求及び額)

- 第9条 町長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入 に要した額から扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものと する。
- 2 前項による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

- 第10条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡 し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 目的に反して使用したときは、当該給付等に要した費用の全部又は一部の返還 を命ずることができる。

(給付台帳の整備)

第11条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

附則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日要綱第17号) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日要綱第34号) この要綱は、公布日から施行する。

別表第1(第4条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るも の。
特殊マ ット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗 を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うも のを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原 則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度 を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支 援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、 スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態 を十分踏まえたものであって、必要な強度 と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移 乗動作の補助、段差解消等の用具となるも の。
入浴補 助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水 等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介 助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特 定疾患児又は介助者が容易に使用し得るも の。
体位変 換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換 させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏ま えたものであって、必要な強度と安定性を 有するもの。
頭部保 護帽	発作等により頻繁に転倒す る者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使

たん吸		用し得るもの。
引器		
クール	 体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるも
ベスト		の。
カット	紫外線に対する防御機能が 著しく欠けて、がんや神経 障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。

別表第2(第8条関係)

徴収基準額表

	<u> </u>			
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額
A 階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を 含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B 階層	A 階層を除き当該年度/ 課税世帯	分の市町村民税非	1, 100	110
C 階層	A 階層及び D 階層を除 き当該年度分の市町村 民税の課税世帯であっ て、その市町村民税の 額の区分が次の区分に 該当する世帯	均等割の額のみ <u>(所得割の額のな</u> い世帯 <u>)</u> C1 階層	2, 250	230
		<u>所得割の額のある</u> <u>世帯</u> C2 階層	2, 900	290
階	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税 世帯であって、その所	2,400 円以下	3, 450	350
1	得税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	2, 401~4, 800 円 D2 階層	3, 800	380
		4, 801~8, 400 円 D3 階層	4, 250	430
		8, 401~12, 000 円 D4 階層	4, 700	470
		12, 001~16, 200 円 D5 階層	5, 500	550
		16, 201~21, 000 円 D6 階層	6, 250	630

21, 001~46, 200 円 D7 階層	8, 100	810
46, 201~60, 000 円 D8 階層	9, 350	940
60,001~78,000円 D9階層	11, 550	1, 160
78,001~100,500 円 D10 階層	13, 750	1, 380
100,501~190,000 円 D11 階層	17, 850	1, 790
190, 001~299, 500 円 D12 階層	22, 000	2, 200
299, 501~831, 900 円 D13 階層	26, 150	2, 620
831, 901~1, 467, 0 00 円 D14 階層	40, 350	4, 040
1, 467, 001~1, 63 2, 000 円 D15 階層	42, 500	4, 250
1,632,001~2,30 2,900 円 D16 階層	51, 450	5, 150
2, 302, 901~3, 11 7, 000 円 D17 階層	61, 250	6, 130
3, 117, 001~4, 17 3, 000 円 D18 階層	71, 900	7, 190
4, 173, 001 円以上 D19 階層	全額	左の徴収基準額の 10%。ただし、そ の額が 8,560 円に 満たない場合は 8,560 円
備考		

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に別表第 2 の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものと

する。

- イ 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 2 世帯階層区分の認定
- (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現 に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、 その所得税等の課税の有無により行うものである。

- (2) 認定の基礎となる用語の定義
- ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数ヶ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、設定に際して 扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害 被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影 響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限 る。) に係る取扱について」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額 を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地 方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄付金に限る。)、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項 及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5 項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の 19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一 部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条の規定は適用しない。)地 方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地 方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項、第5条の4第6 項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及 び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。まず、生活保護について は、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については 支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及

びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額の適用時期

毎年度の別表第 2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取 扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全部」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。
- 4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4 保育所徴収金(保育料)基準額表3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると早島町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

様式第1号(第5条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書 [別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調查書 [別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書 [別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券 [別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具却下決定通知書 [別紙参照]